

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎建築利用計画の認定（2件）</li> <li>・ 道路の供用開始</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定</li> <li>・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約者等</li> <li>・ 大規模小売店舗の変更事項届出</li> <li>・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見</li> <li>・ 令和5年度職業訓練指導員試験の実施</li> <li>・ 令和5年度前期技能検定試験の合格発表</li> <li>・ 土地改良区の役員の就退任</li> <li>・ 県営土地改良事業変更計画の決定</li> <li>・ 土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定</li> <li>・ 測量の実施</li> <li>・ 落札者等</li> </ul> <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札の実施（2件）</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 政 課</p> <p>畜 産 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>砂 防 課</p> <p>〃</p> <p>税 務 課</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>〃</p> <p>雇 用 労 働 政 策 課</p> <p>〃</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>教 育 政 策 課</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
---	--

## 告 示

### 長崎県告示第436号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁業振興課関係						別表（第2条関係） 漁業振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～6 略						1～6 略				
	<u>7</u>	<u>養殖用 種苗供</u>	<u>エ ネ ル ギー価格</u>	<u>種苗生産にかか る経費のうち電</u>	<u>10分の10 以内</u>						<u>県内民 間水産</u>

給安定 化事業 費補助 金	の高騰等 により種 苗生産業 者の生産 コストが 増加して いるた め、電気 代上昇分 に対する 支援を行 い、養殖 業におけ る種苗供 給の安定 化を図 る。	気代の燃料費等 調整額の上昇 額に相当する経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。	用種苗 生産業 者
------------------------	--	--	-----------------

水産経営課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～12 略				
13 漁協経 費負担 軽減対 策事業 費補助 金	漁協施設 等の更新 に要する 費用を支 援し、節 電効果等 によるラン ニング コストの 低減及び 機器性能 向上によ る漁獲物 付加価値 向上に資 する。	既存施設の更新 により、維持費 の削減や省エネ などが図られ、 漁協経費の削減 に資する施設の 整備に要する経 費	当該事業 に要する 経費の2 分の1以 内 補助額上 限： 2,500,000 円	漁業協 同組合 漁業協 同組合 連合会
14 出漁負 担軽減 対策事 業費補 助金	漁業者の 船底清掃 に要する 費用を支 援し、燃 油使用料 の削減を 図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 所属組合員 が実施する船 底清掃に要す る費用に対し て事業実施主 体が助成する 費用	(1) 各所 属組合 員の船 底清掃 に要す る費用 を合計 した額 とし、 組合員 1者当 たりの 上限 額を 30,000	漁業協 同組合

水産経営課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～12 略				
13 漁協経 費負担 軽減対 策事業 費補助 金	漁協施設 等の更新 に要する 費用を支 援し、節 電効果等 によるラン ニング コストの 低減及び 機器性能 向上によ る漁獲物 付加価値 向上に資 する。	既存施設の更新 により、維持費 の削減や省エネ などが図られ、 漁協経費の削減 に資する施設の 整備に要する経 費	当該事業 に要する 経費の2 分の1以 内 補助額上 限： 2,500,000 円	漁業協 同組合

				田とす る。 (2) 当該事業に 係る事務経費 (2) 船底 清掃を 実施す る所属 組合員 1者当 たり 2,500 円
--	--	--	--	---

**長崎県告示第437号**

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名  
 有限会社草野ファーム 代表取締役 草野 俊郎
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日  
 4 畜第600号  
 令和5年1月17日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地  
 長崎県五島市富江町田尾1436-1
4. 認定に係る畜舎等の種類  
 飼養施設（豚舎）

**長崎県告示第438号**

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名  
 株式会社 落水正商店 代表取締役 落水 日朗
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日  
 5 畜第152号  
 令和5年6月6日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地  
 長崎県雲仙市国見町神代甲1117-1 他3筆
4. 認定に係る畜舎等の種類  
 飼養施設（鶏舎）

**長崎県告示第439号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上対馬豊玉線	対馬市豊玉町曾字石田891番地先から 対馬市豊玉町曾字石田884番1地先まで	令和5年6月23日

**長崎県告示第440号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県杵岐振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			東触（6）	
所在地	市町名	大字	字	地番
		壱岐市	勝本町東触	黒瀬

**長崎県告示第441号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成29年長崎県告示第175号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県杵岐振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保－（急）－2178	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保－（急）－2178- 2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

**公 告**

**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
県税総合システム税制改正対応（法人関係税等）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部税務課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
長崎市万才町7-1  
日本電気株式会社長崎支店 支店長 木村 雅晴
- 5 随意契約に係る契約金額  
93,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ミスターマックス時津ショッピングセンター  
長崎県西彼杵郡時津町左底郷字坂口1832-1 外3筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
西部ガス都市開発株式会社 代表取締役 松田 和久  
福岡市博多区千代1丁目17番1号
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日  
令和5年4月1日

#### 2 届出年月日

令和5年6月6日

#### 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び時津町産業振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エレナ三和店

長崎県長崎市布巻町字瓜生川997番地1 外

## 2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
有限会社中村商事  
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (2) 大規模小売店舗の新設  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,253平方メートル

## 3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 鈴木 史朗

### (2) 意見書の内容

#### (環境政策課)

- ① 特に意見はありませんが、設置する室外機のうち長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設(原動機の定格出力が7.5kw以上の冷凍機)に該当するものは、設置の30日前までに指定施設設置届出書の提出が必要です。

#### (廃棄物対策課)

- ① 工作物(舗装道路含む)の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材(廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等)は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。

#### ※根拠法令

- ・廃棄物処理法施行令第2条

- ② 当該施設内において、利用客が排出する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内の各事業所から排出される廃棄物は一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、分別と処理が確実に行われるようにしてください。

#### ※参考資料

- ・長崎市の事業系ごみの分け方

#### ※根拠法令

- ・一般廃棄物—廃棄物処理法第2条第2項
- ・産業廃棄物—廃棄物処理法施行令第2条

- ③ 廃棄物の保管を行う場合は、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。

#### ※根拠法令

- ・一般廃棄物—廃棄物処理法施行令第3条第1項第1号
- ・産業廃棄物—廃棄物処理法施行規則第8条

#### (土木総務課)

- ① 市が管理する里道・水路に、占用、工事施行等を行う際は事前に土木総務課と協議をお願いします。

#### (土木企画課)

- ① 駐車場の位置及び収容台数について、一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、駐車場法施行令に示される基準に適合されるようご注意ください。

#### (景観推進室)

- ① 景観について、既に景観計画区域内行為届出書が提出され適合通知書を交付していますが、計画に変更が生じた場合は速やかに景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。
- ② 屋外広告物については、制作前に必ず事前協議を行い、屋外広告物条例を遵守したうえで、掲出してください。また、既存店舗の解体に伴い、許可を受けた広告物を除却した際は同条例に基づき遅滞なく除却・滅失届を提出してください。

#### (建築指導課)

建築指導課が所管している条例等に則り、次の届出が必要です。

- ① 長崎県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設(購買施設で、その用途地域300㎡以上)に該当するため、当該条例第16条第1項に基づく届出が必要です。
- ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第2号に規定する「建築物の新築・増築床面積の合計が500平方メートル以上」に該当する場合、同法第10条に基づく届出が必要です。

※各種様式は長崎市ホームページからダウンロードすることが可能です。

また、その他建築基準法及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準法関係規定への適合が必要です。

- ③ 三和都市計画区域（非線引き）であることから、3,000㎡以上の面積の土地において、主として建物の建築又は特定工作物の建設を目的とする区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条の開発許可が必要となる場合があります。また、開発許可にあたらぬ場合においても、面積1,000㎡以上の区域で高さ2m以上の切土及び盛土を行う場合や面積1,000㎡未満の区域で高さ5m以上の切土及び盛土を行う場合は「長崎市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱」に基づく届出が必要です。

(消防局警防課)

- ① 当該値は、消防水利の配置状況が消防水利の基準を満たしていませんので、消防水利未充足地となっています。土地利用に際し、開発許可を受けなければならない場合は、消防水利等について協議が必要です。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

**令和5年度職業訓練指導員試験の実施（公告）**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

- (1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験が免除される者であること。
- (2) 次の表に掲げる者であること。

区 分	実 務 経 験
指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を修了し、既に職業訓練指導員免許を受けた者	1 年 以 上
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1 年 以 上
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2 年 以 上
免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練（900時間以上）を修了した者	3 年 以 上
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）を修了した者	3 年 以 上
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1 年 以 上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 以 上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3 年 以 上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者	5 年 以 上

学校教育法による専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定したものに限る。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年から4年以上
実務の経験者	8年以上
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不 要
他の法令による資格取得者（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3）	不 要
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働大臣が別に定める期間

4 試験の免除の範囲

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		
			関 連 学 科		指 導 方 法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			
	職業訓練指導員免許を受けた者		△		○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者				○
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者		○	○	
	免許職種に関し実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	○			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○		
他の法令による免除の範囲	溶 接 科	○	○	○	
	電 子 科				
	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者				
	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者				

他の法令による免除の範囲	自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年運輸省令第35号。以下「平成12年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年運輸省令第23号。以下「昭和53年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○
	自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者			
	航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者			
	測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者			
	ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者			
	電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者			
	臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○
	事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者			
	介護サービス科	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に該当する者、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭の免許状を有する者であつ			

		て、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する者若しくは同号の規定に該当する者、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当する者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当する者	○	○	○	
港湾荷役科		労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者				

(注) ○印は、免除される範囲

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年9月10日（日） 午後1時から午後2時まで
- (2) 場所  
長崎県庁（行政棟）316会議室（長崎市尾上町3-1）

7 受験申請手続

- (1) 提出書類
  - ア 受験申請書 1通
  - イ 履歴書 1通
  - ウ 写真 2枚  
(縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。)
  - エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類（合格証等の写し）
- (2) 受験申請の受付期間及び受付時間  
令和5年7月3日（月）から令和5年8月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課  
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和5年8月10日付けの消印まで有効とする。
- (4) 受験手数料 3,100円
  - ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。
  - イ 受験手数料は、受験申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。
- (5) 受験票の交付  
受験申請書受理後、審査のうえ後日送付する。

8 合否判定の基準

学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格証書の交付

令和5年9月27日（水）までに合格者に合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験案内及び受験申請書は、長崎県雇用労働政策課において配付する。受験案内及び受験申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付）を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。
- (2) その他試験について不明な点は、長崎県雇用労働政策課（095-895-2717（直通））へ問い合わせること。

**令和5年度前期技能検定試験の合格発表（公告）**

令和5年度前期技能検定試験の検定職種のうち一部について合格発表日を延期したため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

検 定 職 種	延期後の合格発表日
造園 1級、2級、3級 とび 1級、2級	令和5年11月24日（金）

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
寺 側 正 弘	諫早市正久寺町445-4

**県営土地改良事業変更計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、駄野地区県営農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）事業計画（区画整理工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

駄野地区県営農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）事業計画（区画整理工）

2 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年7月13日まで

## 3 縦覧場所

平 日：波佐見町役場 農林課  
土日祝日：波佐見町役場 1階 警備員室

**土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、横手土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- (2) 変更定款の写し

## 2 縦覧期間

令和5年6月23日から令和5年7月13日まで

## 3 縦覧場所

平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課  
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、川棚町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
川棚町（全域）	令和5年8月1日から 令和6年3月15日まで

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年6月23日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 物品等又は特定役務の名称

県立学校用ウイルス対策ソフトライセンス

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育政策課（情報化推進班）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3315

## 3 契約方法

一般競争入札

## 4 落札決定日

令和5年6月14日

## 5 落札者

長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹

## 6 落札価格

32,200,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

- 7 入札公告日  
令和5年5月2日
- 8 落札方式  
最低価格

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和5年6月23日

長崎県公立大学法人  
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 5長大佐 第 2 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 講義棟電気工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和7年1月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事  
主要用途：大学（講義棟）  
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 3階  
規 模：延べ面積 5,281㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和5年3月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札を準用する。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた建設工事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2者	
出 資 比 率	最小限度 30%	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気工業に係る特定建設業の許可を有すること。	
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	電気工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。 イ 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が850点以上、かつ主観点が10点以上であること。	県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る長崎県における格付等級がAランク

年間平均完成 工 事 高	電気工事において1億円以上	条件なし
経営事項審査の 審査基準日	令和5年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登録され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。	

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格者名簿に登録された営業所（以下「受任営業所」という）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	その他の構成員
同種工事の施工実績 に 関 する 条 件	公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成20年度）から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、600㎡以上の建築物（新築工事、増築工事又は改築工事）の電気設備工事の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。	条件なし
配 置 技 術 者 に 関 する 条 件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
国 家 資 格 等	① 法による1級電気工事施工管理技士を有する又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気電子部門」））のいずれかの資格を有するもの。 ② 電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者	
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、	

	長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。条件なし

(注1)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-59-6778	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項		FAX 0956-47-6941	

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

※提出部数は2部（原本1部、写し1部）とする（内、1部は（写し）は受付後、返却する）。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和5年6月23日（金）から 令和5年7月7日（金）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和5年6月26日（月）から 令和5年7月7日（金）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質問期間及び場所	【質問期間】 令和5年6月26日（月）から 令和5年7月10日（月）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又は

		ファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限及び回答方法	令和5年7月13日（木）まで	・全参加者にファクシミリにて回答（個別事項は、当該者のみに回答）
入札日時及び場所	令和5年7月20日（木） 午後14時30分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階国際交流センター
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

#### 6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（4建企第508号令和5年3月17日）」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

#### 7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

#### 8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

#### 9 契約保証金 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

#### 10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

#### 12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

#### 13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

#### 14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

#### 一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和5年6月23日

長崎県公立大学法人  
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 5長大佐 第 3 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 講義棟管工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和7年1月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事  
主要用途：大学（講義棟）  
構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 3階  
規 模：延べ面積 5,281㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和4年3月22日長崎県告示第226号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札を準用する。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2者	
出 資 比 率	最小限度 30%	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	管工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、管工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。 イ 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、管工事に係る総合数値が850点以上、かつ主観点が10点以上であること。	県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、管工事に係る長崎県における格付等級がAランク
年間平均完成工 事 高	管工事において1億5,000万円以上	条件なし
経営事項審査の審査基準日	令和5年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第1条に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。	

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。

なお、「営業所の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者は、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	その他の構成員
同種工事の施工実績に関する条件	<p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成20年度）から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、600㎡以上の建築物（新築工事、増築工事又は改築工事）の管工事の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。</p>	条件なし
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
国 家 資 格 等	<p>① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法による1級管工事施工管理技士の資格を有する者</li> <li>・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（選択科目「熱工学」又は「流体工学」）、技術士（上下水道部門）、技術士（衛生工学部門）又は技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械—熱工学」、「機械—流体工学」、「上下水道」又は「衛生工学」）のいずれかの資格を有する者</li> </ul> <p>② 管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p>	
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。</p> <p>（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>	
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	条件なし

(注1)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第

1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	TEL 0956-59-6778	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項		FAX 0956-47-6941	

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
  - ① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ  
 ※提出部数は2部（原本1部、写し1部）とする（内、1部は（写し）は受付後、返却する）。
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
  - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ  
 （キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）
  - ② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。
  - ③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和5年6月23日（金）から 令和5年7月7日（金）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出書 等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和5年6月26日（月）から 令和5年7月7日（金）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質 問期間及び場所	【質問期間】 令和5年6月26日（月）から 令和5年7月10日（月）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和5年7月13日（木）まで	・全参加者にファクシミリにて回答（個別事項は、当該者のみに回答）
入札日時及び場所	令和5年7月20日（木） 午後15時10分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階国際交流センター
競争参加資格審査申請書 等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3 日以内	3の入札等担当部局へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

#### 6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて(4建企第508号令和5年3月17日)」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

#### 7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

#### 8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

#### 9 契約保証金 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

#### 10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者(大学法人)より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

#### 12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

#### 13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

#### 14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先  
3の入札等担当部局

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト